

北越谷地区防災マップ

Kita-Koshigaya

1 : 5,000

北越谷地区コミュニティ推進協議会
(事務局：北越谷地区センター内 ☎048-976-5758)
平成 31 年 (2019 年) 1 月発行

凡 例

- | | | | |
|--|----------------|--|----------------------|
| | 指定緊急避難場所 | | 一般トイレ |
| | 指定避難所 | | 車いす対応トイレ(一部多機能トイレ) |
| | 交 番 | | オストメイト対応トイレ(車いすにも対応) |
| | 消防本部 / 消防署 | | 北越谷地区自治会災害時一時避難場所 |
| | 防災備蓄倉庫 | | 避難場所照明灯 |
| | 耐震性飲料用貯水槽 | | 避難場所誘導板 |
| | 耐震性防火用貯水槽 | | 北越谷地区区域 |
| | 自動体外式除細動器(AED) | | 公衆電話 |
| | 24時間AED設置施設 | | コンビニエンスストア |
| | 防災行政無線 | | ガソリンスタンド |
| | 消防団器具置場 | | 公園 |



指定緊急避難場所・指定避難所一覧

名称	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			指定避難所
			地震	洪水	大規模な火事	
北越谷地区センター	北越谷 4-8-35	048-976-5758	○	○	○	○
北越谷小学校	北越谷 3-10-38	048-975-6931	○	○	○	○
北越谷第五公園	北越谷 5-482		○		○	

- 指定緊急避難場所とは**
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その危険から逃れるための施設又は場所。想定される災害種別ごとに定めるため、越谷市では地震、洪水、大規模な火事の災害種別ごとに指定されています。
- 指定避難所とは**
災害が発生した場合において、被災した住民が一時的に滞在し生活するための施設です。

埼玉県国際交流協会は、大きな災害が起きた時に、「災害時多言語情報センター」を立ち上げ、外国人を支援します。センター開設が決まったらHP等でお知らせします。

HP : <http://sia1.jp/>
電話 : 048-833-2992

救急指定病院一覧表

施設名	所在地	電話番号
越谷市立病院	東越谷 10-32	048-965-2221
越谷科誠和病院	谷中町 4-25-5	048-966-2711
獨協医科大学埼玉医療センター	南越谷 2-1-50	048-965-1111
慶和病院	千間台西 2-12-8	048-978-0033
埼玉東部循環器病院	大沢 3187-1	048-960-7100

防災関係機関一覧表

施設名	所在地	電話番号
越谷市役所	越ヶ谷 4-2-1	048-964-2111
越谷市消防本部	大沢 2-10-15	048-974-0101
越谷市消防署	大沢 2-10-15	048-974-0136
保健センター	東大沢 1-12-1	048-978-3511
越谷警察署	東越谷 6-27-6	048-964-0110
越谷・松伏水道企業団	越ヶ谷 3-5-22	048-966-3931
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	0120-995-442
東彩ガス(株)	越ヶ谷 1-14-1	0120-1031-24
東日本電信電話(株)埼玉南支店	故障受付担当	NTT 固定電話からは 113 上記以外からは 0120-444-113

アプリ(Avenza Maps)を使って スマホやタブレットで閲覧できます!

Avenza Maps は世界中のフリーマップがダウンロードできるアプリです。この防災マップは Avenza Maps を使うことで常に持ち歩くことができます。外出時に被災した時など、オフラインで最寄りの避難場所等が探せるので、非常時の備えに携帯する事をお勧めします。アプリは Avenza Maps で検索するか、以下の二次元コードからダウンロード可能です。地図はアプリ内の地図の追加から、以下の二次元コードを読み取るか、ストアから「北越谷」と検索することでダウンロード可能です。

アプリのダウンロードは



地図のダウンロードは



避難行動のポイント

避難行動の流れ

大地震発生

- 一時避難場所**
公園や空き地等 (市指定なし)
指定緊急避難場所・指定避難所へ避難する前に一時的に集合し、状況確認などを行う。(市では一時避難場所の指定はしていません。普段から地域で話し合っておきましょう。)
- 指定緊急避難場所**
公園や学校の校庭等
一定の地域単位で集合し、臨時応急的に集合を形成する。
- 広域避難場所**
火災燃焼から一時的に安全を確保するために集合する。
- 指定避難所**
体育館・地区センター・交流館等
1. 余震がおさまリ、自宅に戻ることができるか否かを判断できるまでの 1~2 日程度の避難生活を送る。
2. 応急仮設住宅等に入居できるまでの長い間、避難生活を送る。

福祉避難所 ※福祉避難所とは、高齢者、障がい者など、特別な配慮が必要な人を対象とする避難所です。災害時に必要に応じて開設する二次避難所となりますので、災害発生当初から利用することはできません。